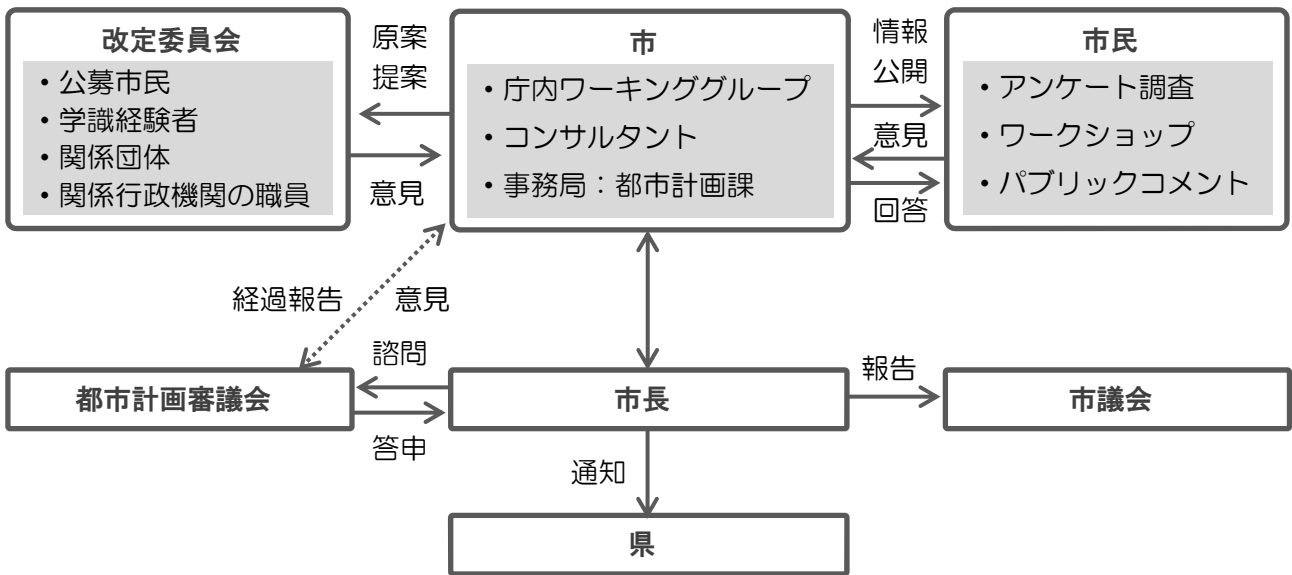


# 7 資料編

## (1) 計画改定の体制

都市計画マスタープランの改定に当たっては、学識経験者や関係団体、公募市民等で構成される「改定委員会」における審議を経て改定しました。改定案の作成に当たっては、アンケート調査やワークショップを通じて市民の意向を反映するとともに、庁内ワーキンググループにおける協議を経て、関連する計画や事業等との整合を図りました。

[都市計画マスタープラン改定の体制]



## (2) 改定までの経過

| 日 程     |                               | 内 容   |
|---------|-------------------------------|---|
| 平成 29 年 | 11 月 27 日(月)<br>～12 月 15 日(金) | 市民アンケート調査実施   |
| 平成 30 年 | 3 月 9 日(金)                    | 庁内ワーキンググループ (第 1 回)   |
|         | 3 月 19 日(月)                   | 改定委員会 (第 1 回)   |
|         | 5 月 28 日(月)                   | 庁内ワーキンググループ (第 2 回)   |
|         | 6 月 11 日(月)                   | 改定委員会 (第 2 回)   |
|         | 7 月 9 日(月)<br>～7 月 20 日(金)    | 高校生アンケート調査実施  |
|         | 7 月 17 日(火)                   | 都市計画審議会 (中間報告)  |
|         | 8 月 2 日(木)<br>～8 月 10 日(金)    | 地域別ワークショップ<br>都市計画きらきら会議 (第 1 回)<br>(小野田地域、高千帆地域、厚狭地域、埴生地域) |
|         | 8 月 22 日(水)<br>～8 月 30 日(木)   | 地域別ワークショップ<br>都市計画きらきら会議 (第 2 回)<br>(小野田地域、高千帆地域、厚狭地域、埴生地域) |
|         | 10 月 1 日(月)                   | 庁内ワーキンググループ (第 3 回)   |
|         | 10 月 17 日(水)                  | 改定委員会 (第 3 回)   |
|         | 11 月 30 日(金)                  | 庁内ワーキンググループ (第 4 回)   |
|         | 12 月 25 日(火)                  | 都市計画審議会 (中間報告)  |
| 平成 31 年 | 1 月 7 日(月)                    | 改定委員会 (第 4 回)   |
|         | 2 月 6 日(水)                    | 庁内ワーキンググループ (第 5 回)   |
|         | 2 月 28 日(木)                   | 改定委員会 (第 5 回)   |
|         | 3 月 22 日(金)                   | 都市計画審議会 (中間報告)  |
| 令和元年    | 7 月 11 日(木)                   | 改定委員会委員長協議 (最終案決定)  |
|         | 9 月 2 日(月)<br>～10 月 1 日(火)    | パブリックコメント実施   |
|         | 10 月 24 日(木)                  | 都市計画審議会 (付議)  |

### (3) 改定委員会

[山陽小野田市都市計画マスタープラン改定委員会委員名簿]

| 区分        | 氏名     | 所属                     |
|-----------|--------|------------------------|
| 学識経験者     | 鵜 心治   | 委員長：山口大学大学院理工学研究科教授    |
| 団 体       | 金子 敦子  | 山口県景観アドバイザー            |
|           | 村上 景二  | 山口県建築士会 小野田支部          |
|           | 畑 善高   | 小野田商工会議所               |
|           | 原 孝造   | 山陽商工会議所                |
|           | 山根 健   | 山口宇部農業協同組合             |
|           | 平田 武   | 山陽小野田市社会福祉協議会          |
| 市 民       | 穂本 真一  | 公募市民                   |
|           | 大田 正登  | 公募市民                   |
|           | 滝 将彦   | 公募市民                   |
| 関係行政機関の職員 | 野嶋 秀範  | 山口県都市計画課（第1回改定委員会）     |
|           | 工藤 展照  | 山口県都市計画課（第2回～第5回改定委員会） |
|           | 佐々井 浩之 | 山口県宇部土木建築事務所           |

## (4) 市民アンケート調査

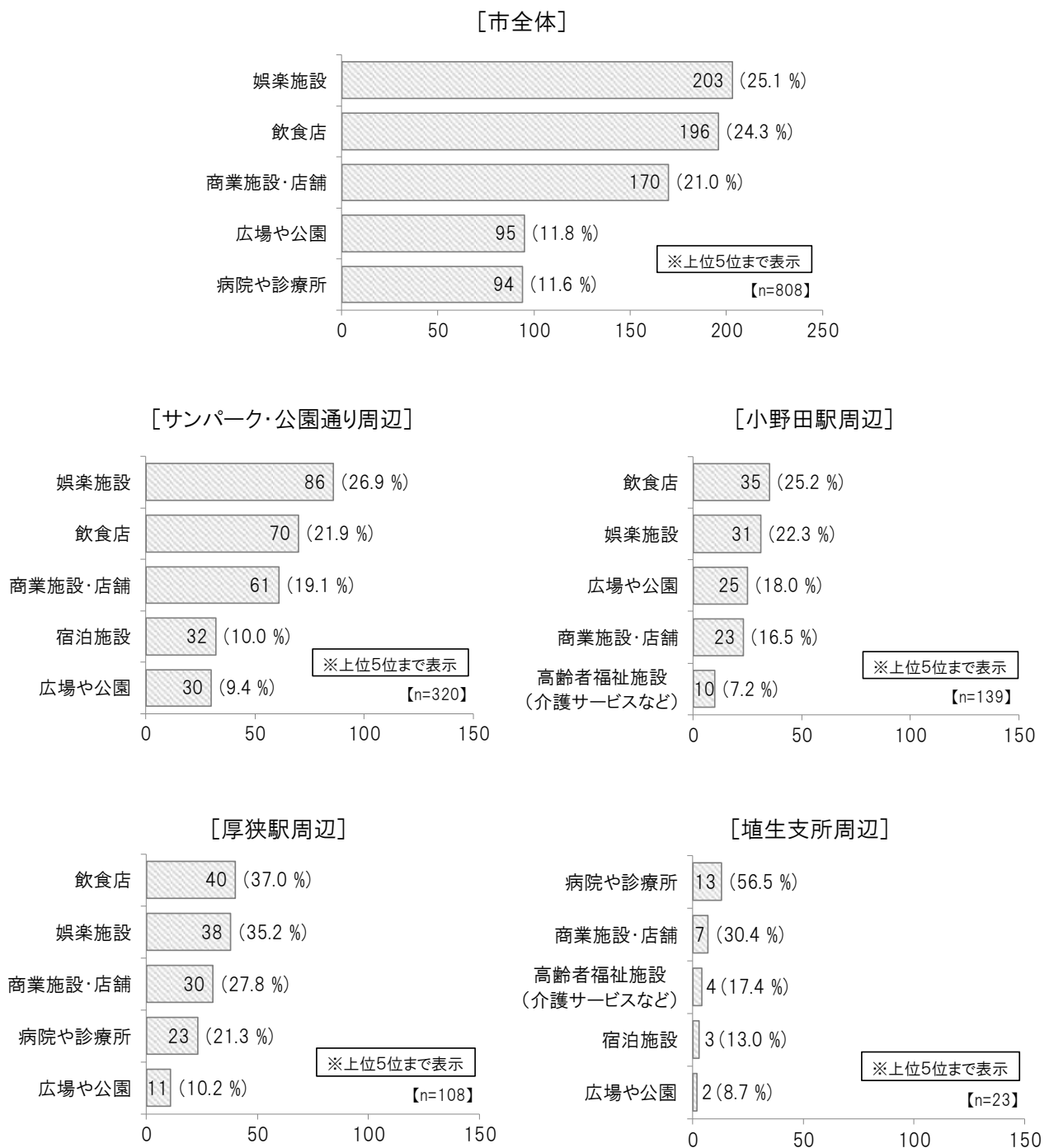
### 1) アンケート調査の概要

|               |  |     |   |
|---------------|--|-----|---|
| 趣 旨           | 「山陽小野田市都市計画マスタープラン」の改定にあたり、都市計画や生活環境に関する市民意向を把握し、計画策定の基礎資料とするため、市民アンケート調査を実施 |     |   |
| 対象者           | 18歳以上の市民 2,000 人を無作為で抽出  |     |   |
| 実施期間          | 平成 29 年（2017 年）11 月 27 日～12 月 15 日（※切日）                                      |     |   |
| 配布数・回収率       | 配布：2,000 通、回収数：808 通、回収率：40.4%   |     |   |
| アンケート<br>設問一覧 | 1  | (1) | 性別  |
|               |  | (2) | 年齢  |
|               |  | (3) | 居住地（地区）   |
|               |  | (4) | 居住歴   |
|               |  | (5) | 職業  |
|               |  | (6) | 勤め先・通学先   |
|               | 2  | (1) | あなたは日常、どこによく買い物に行きますか                           |
|               |  | (2) | あなたが(1)で選んだエリアで特に不足していると思う施設はどのようなものですか         |
|               |  | (3) | あなたが日常の買い物で最もよく使う移動手段は何ですか                      |
|               | 3  | (1) | 山陽小野田市において自動車や二輪車を使うときに、あなたが最も気になる場所は何ですか       |
|               |  | (2) | 山陽小野田市の中で、最も改善した方が良いと思う道路や交差点の名称を記載してください       |
|               | 4  | —   | 山陽小野田市全体の生活環境についてどのように感じていますか                   |
|               | 5  | (1) | 少子高齢化が進む中、山陽小野田市のまちづくりは、今後どのような点に重点を置くべきだと思いますか |
|               |  | (2) | あなたがこれからの山陽小野田市に求めるまちのイメージはどのようなものですか           |
|               | 6  | —   | その他ご意見  |

## 2) 調査結果の概要

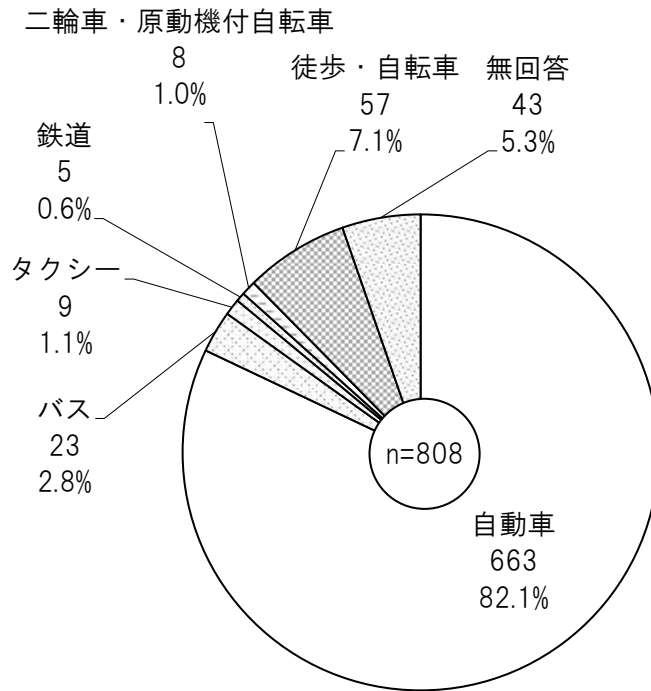
### 1 日常の買い物エリアで特に不足していると思う施設

- ・「サンパーク・公園通り周辺」では、娯楽施設が不足しているという意見が最も多い。
- ・「小野田駅や厚狭駅周辺」などの駅周辺では、飲食店が不足しているという意見が最も多い。
- ・「埴生支所周辺」では、病院や診療所が不足しているという意見が最も多い。

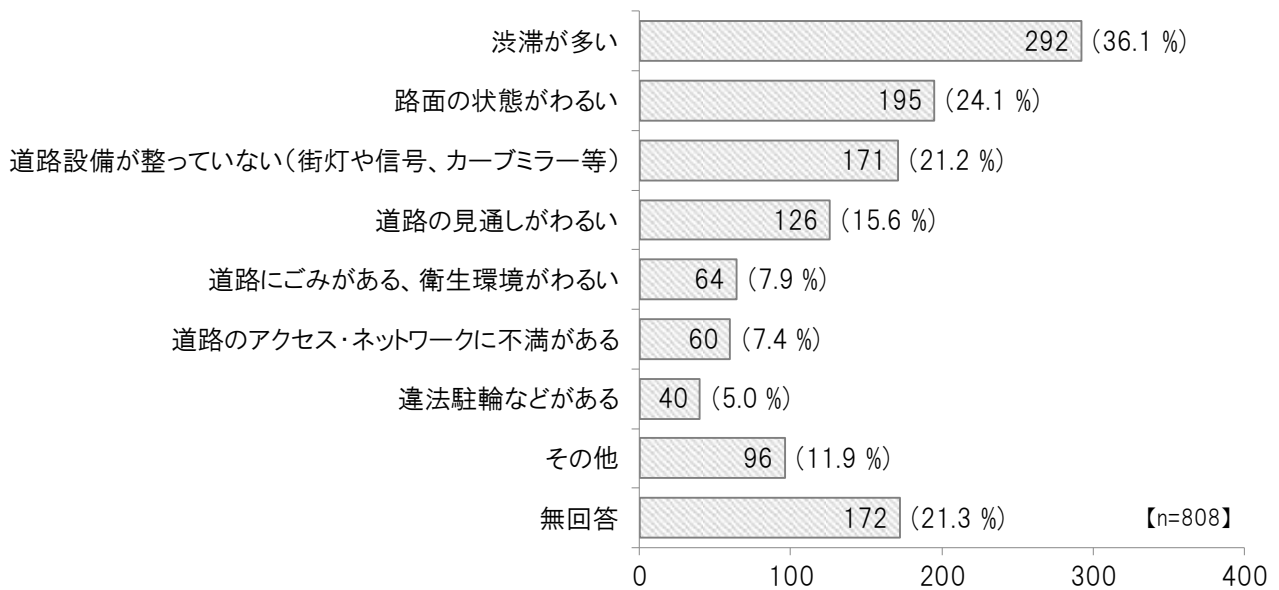


## 2 日常の買い物で最もよく使う移動手段

- 日常の買い物の8割以上が「自動車」を利用している一方、公共交通のバスや鉄道を利用した回答者は3.4%で、自動車への依存が過度となっている。
- 自動車や二輪車交通を使う際、「渋滞が多い」点が気になるという意見が最も多い。



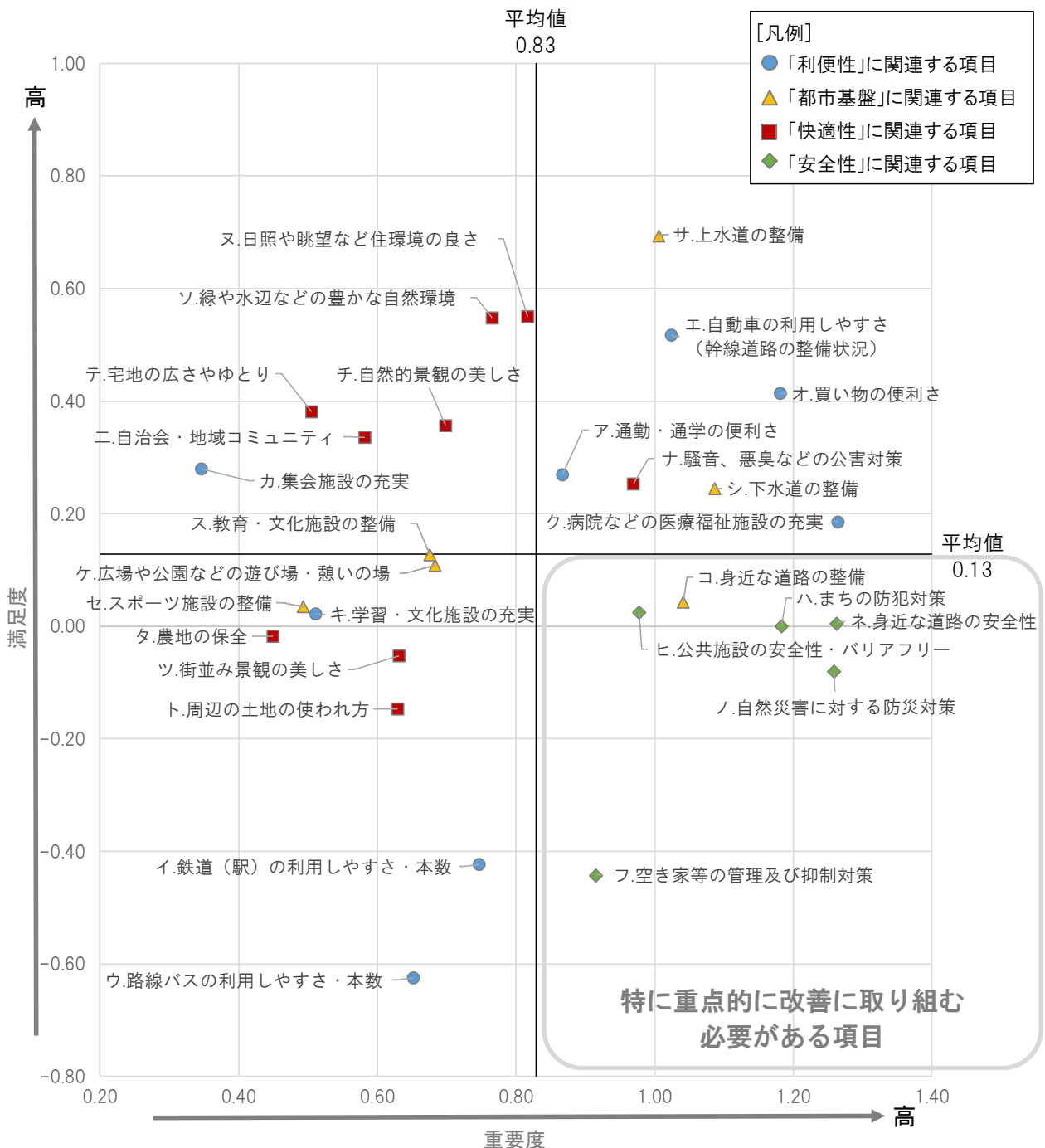
[自動車や二輪車を使うときに最も気になるところ]



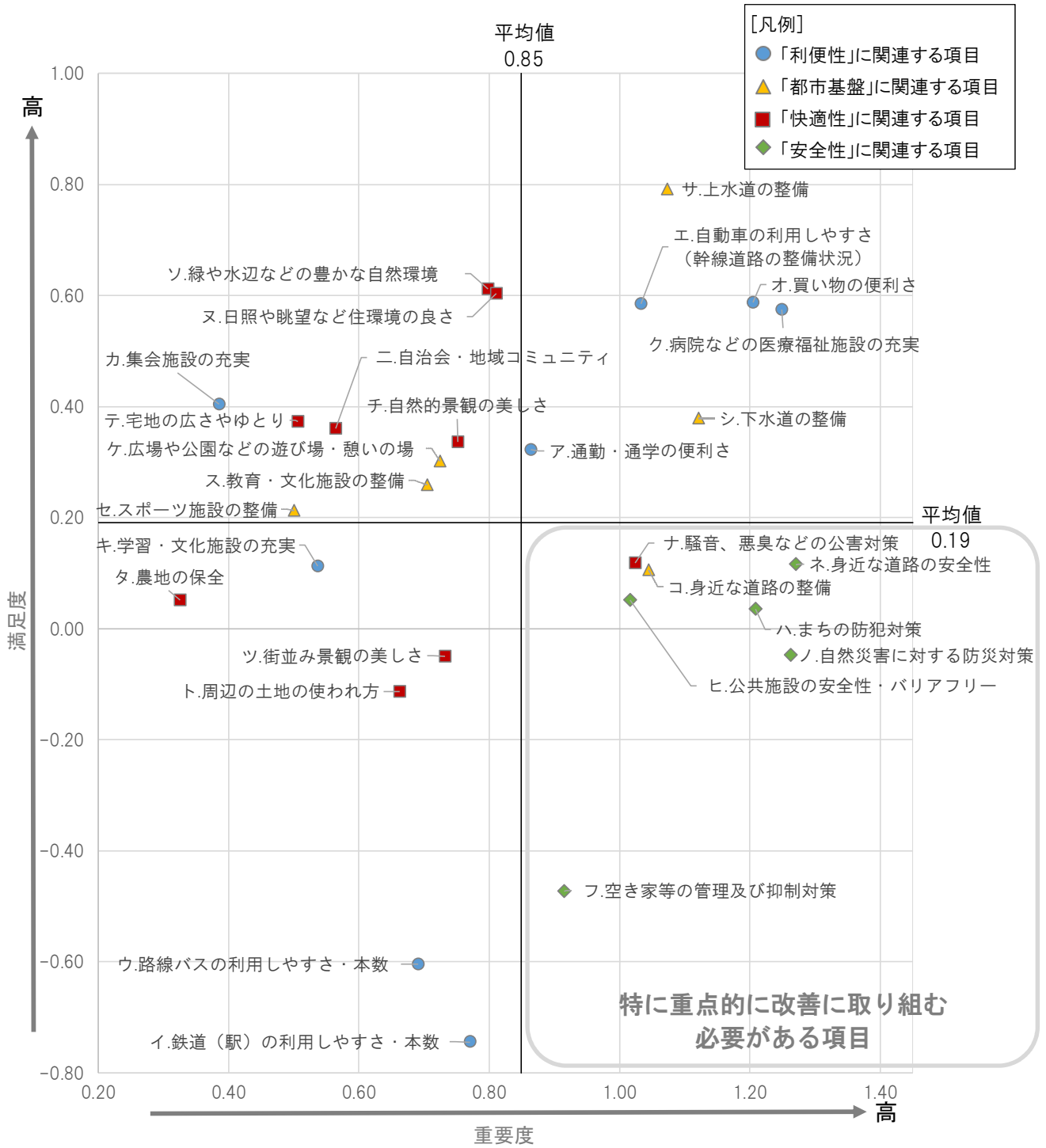
### 3 お住まいの地域の生活環境

- CS 分析の結果、上水道の整備のほか、自動車の利用しやすさ、買い物の便利さ等については、重要度、満足度ともに高い一方、防犯・防災対策、空き家の管理・抑制、道路の安全性、公共施設の安全性・バリアフリーなど、「安全性」について、特に重点的な改善が必要である項目となっている。
- 小野田地域や高千帆地域では、上記と同様の傾向であったが、厚狭地域では、特に重点的な改善が必要である項目として、病院などの医療福祉施設の充実について、加えて求められている。
- 殖生地域では、更にバスや鉄道の利用しやすさや、買い物の便利さなどの「利便性」について求められている。

[市全体の生活環境における CS 分析]



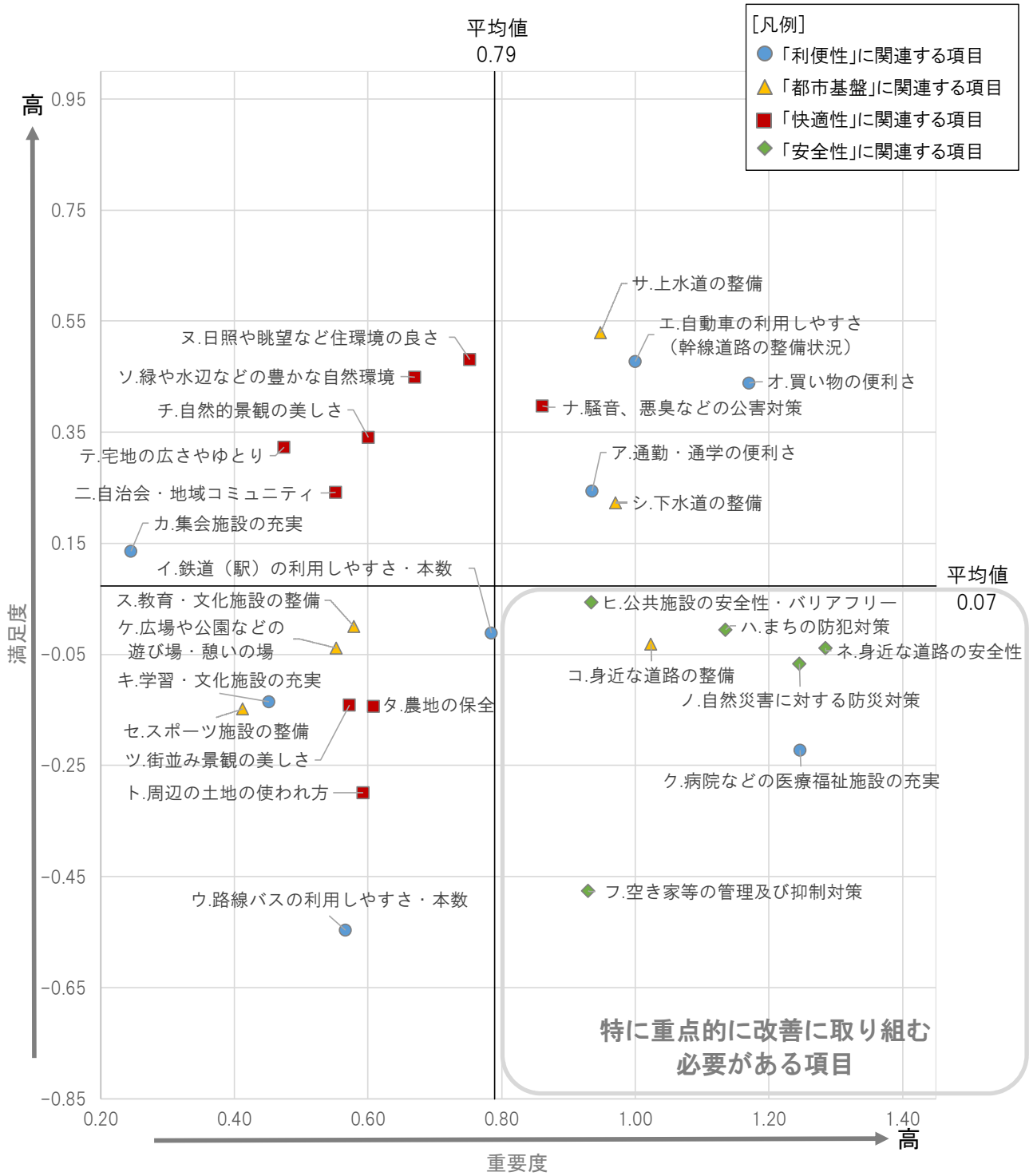
[小野田地域の生活環境におけるCS分析]



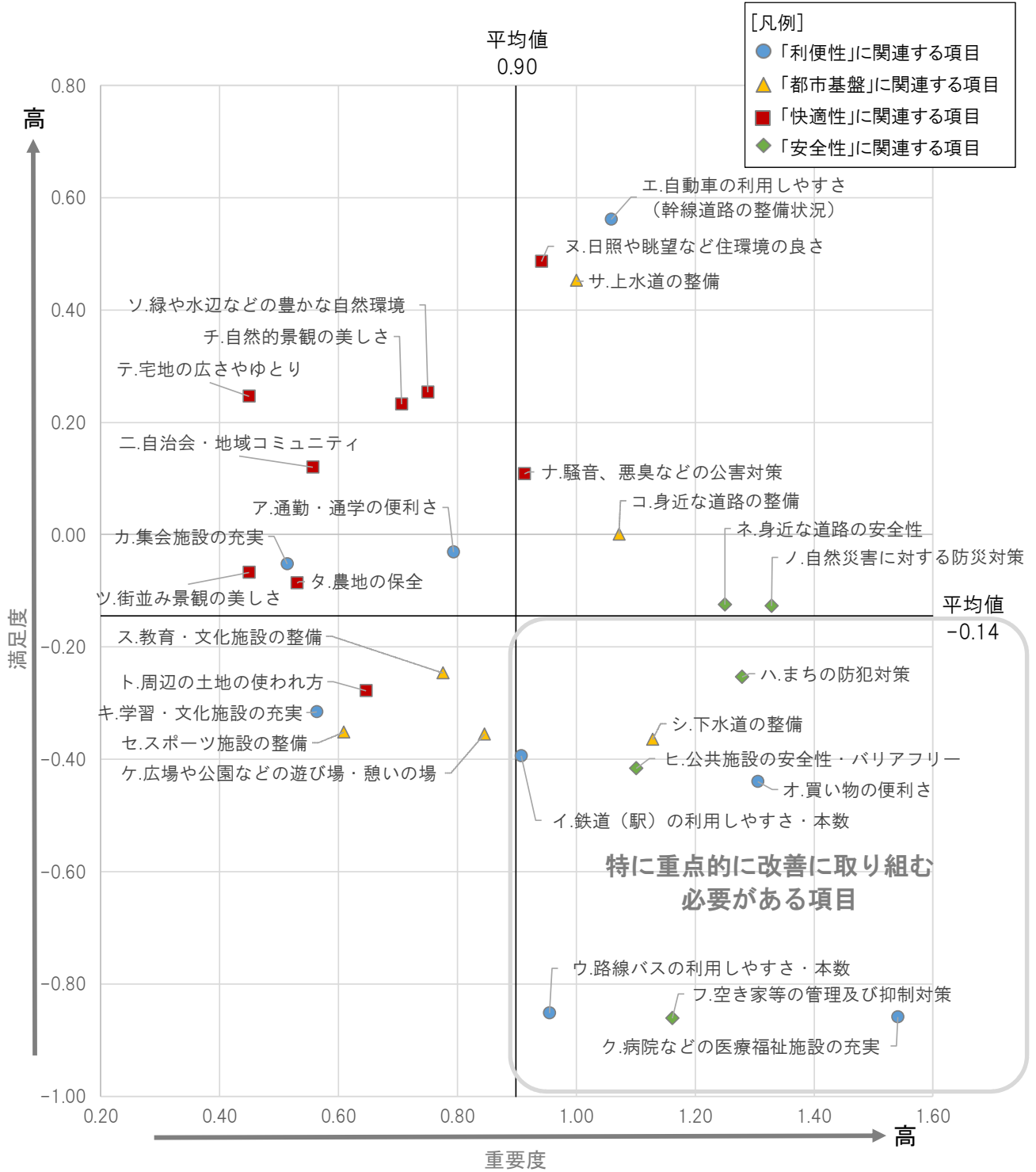




[厚狭地域の生活環境におけるCS分析]



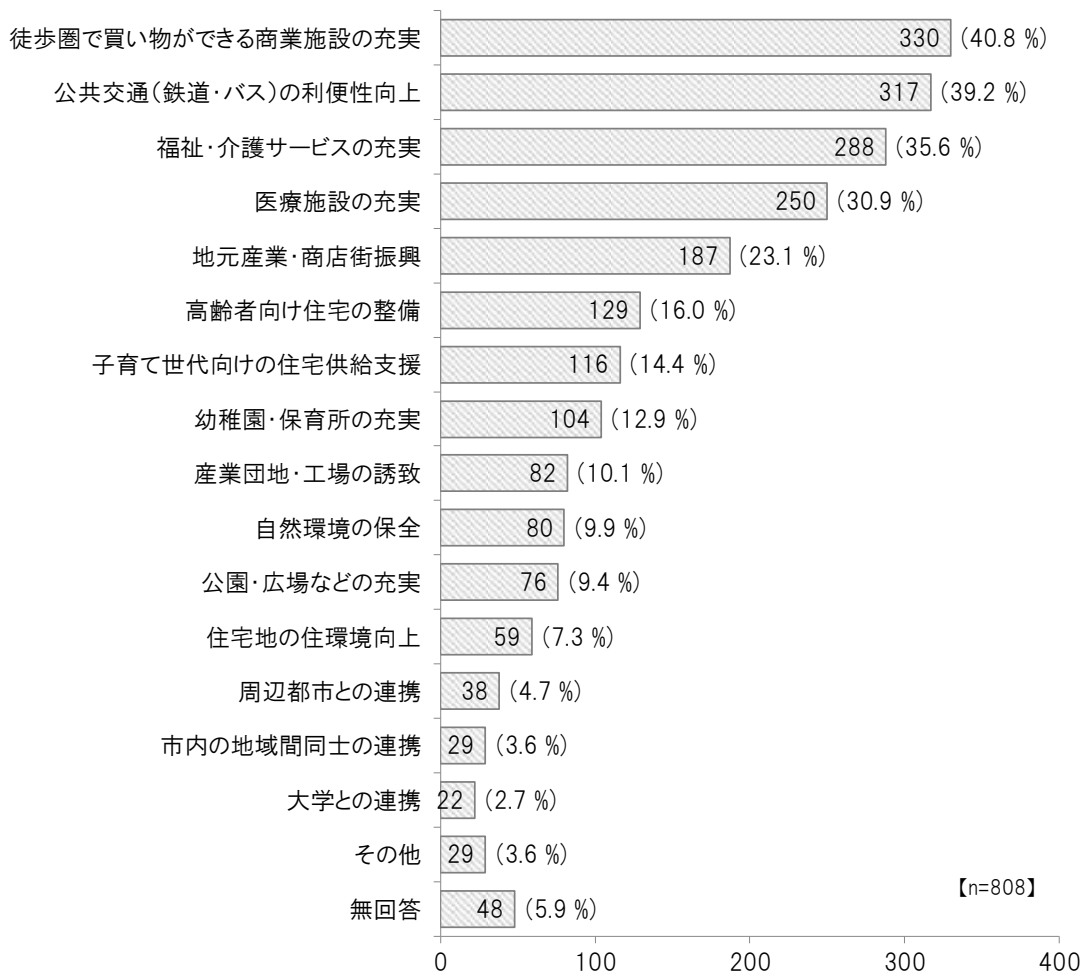
[埴生地域の生活環境におけるCS分析]



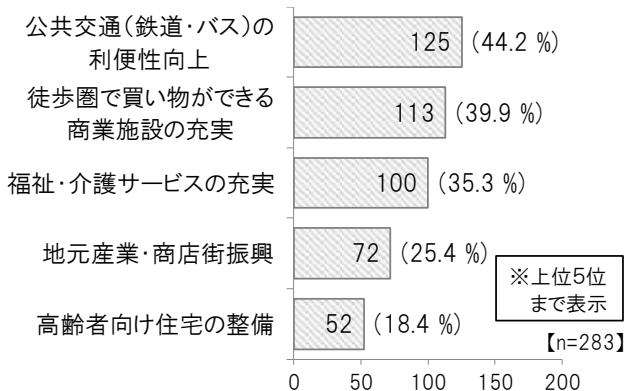
#### 4 今後の山陽小野田市のまちづくりの重点

- ・市全体では、「徒歩圏で買い物ができる商業施設の充実」について、まちづくりの重点を置くべきとする意向が最も強い。
- ・地域別でみると、小野田地域は公共交通の利便性向上、高千帆地域は、福祉・介護サービスの充実、厚狭地域、埴生地域は医療施設の充実をまちづくりの重点を置くべきとする意向が強い。
- ・これからの山陽小野田市に求めるまちのイメージについては、「子どもや高齢者にやさしいまち」という回答が多い。

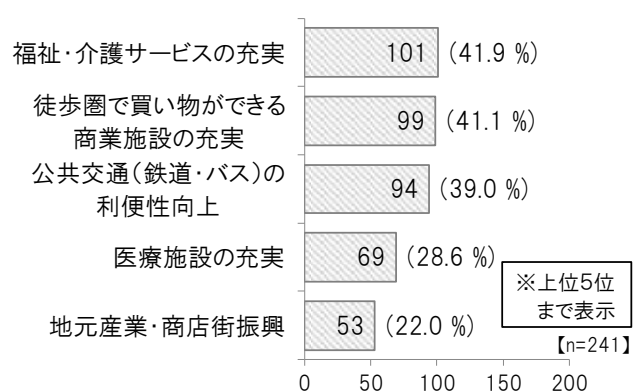
[今後のまちづくりにおいて重点を置くべきこと:市全体]

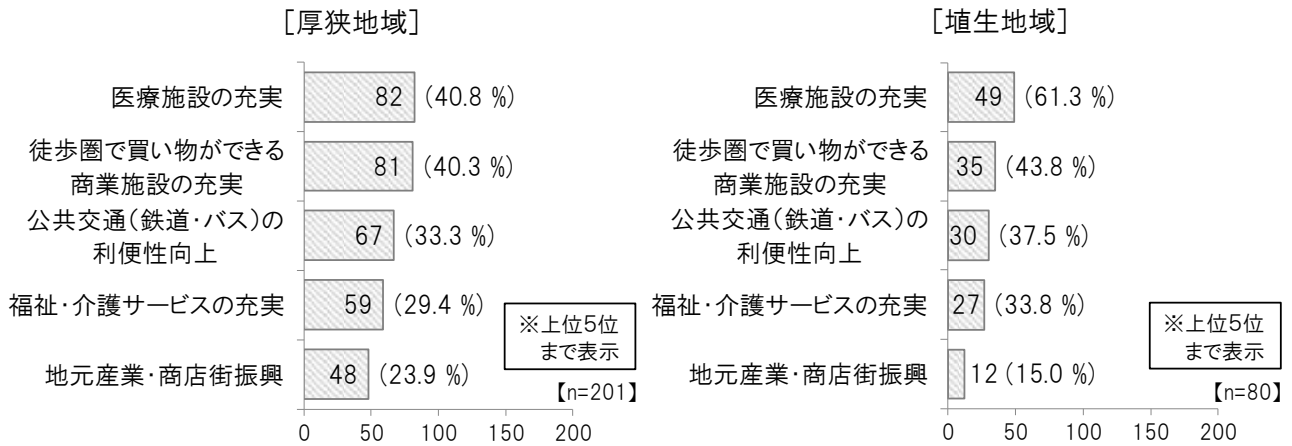


[小野田地域]

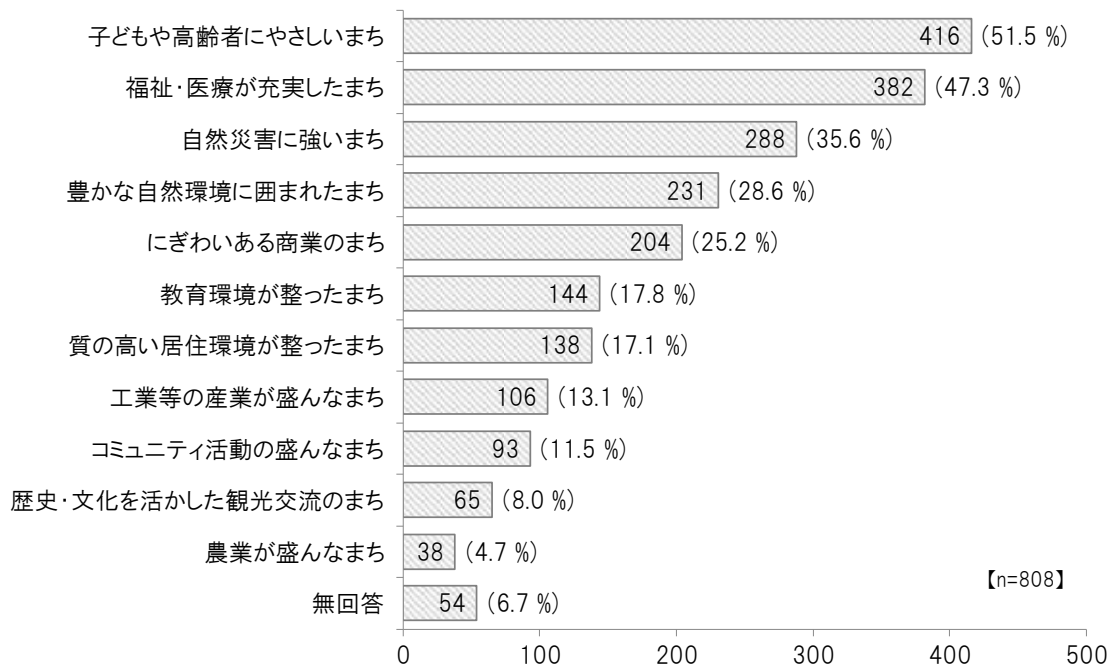


[高千帆地域]





[これからの山陽小野田市に求めるまちのイメージ]



## (5) 高校生アンケート調査

### 1) アンケート調査の概要

|      |  |                                  |
|------|--|----------------------------------|
| 趣 旨  | 「山陽小野田市都市計画マスタープラン」の改定にあたり、山陽小野田市内の高校に通学される高校生の視点から、山陽小野田市に関する都市の課題等を把握し、都市づくりの方向性を定めるための参考とするため、高校生アンケート調査を実施 |                                  |
| 対象者  | 山陽小野田市内の高校（4校）の高校2年生   |                                  |
| 実施期間 | 平成30年7月9日～平成30年7月20日   |                                  |
| 回収数  | 回収数：454通   |                                  |
| 設問一覧 | Q1   | 学校名                              |
|      | Q2   | 性別                               |
|      | Q3   | お住まいの地域                          |
|      | Q4   | 普段、山陽小野田市内を移動する交通手段              |
|      | Q5   | 山陽小野田市内でよく行く場所（通学している学校を除く）      |
|      | Q6   | 山陽小野田市内において、日常生活で不便・不満に感じること     |
|      | Q7   | 山陽小野田市にあったら良い施設・機能               |
|      | Q8   | 山陽小野田市がより住みやすく、来たくなるまちとなるためのアイデア |

## 2) 調査結果の概要

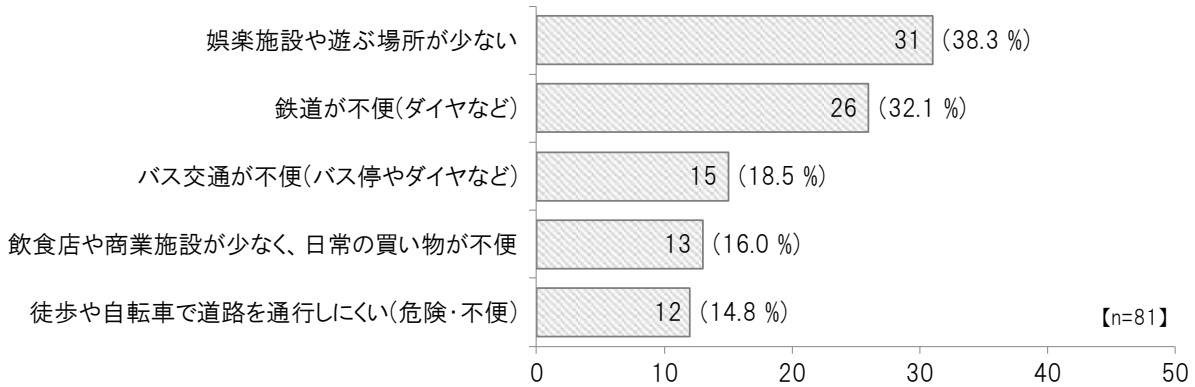
### 1 日常生活で不便・不満に感じること

- 市全体では、「娯楽施設や遊ぶ場所が少ない」が最も多く、次いで「鉄道が不便（ダイヤなど）」となっている。
- 居住地域別として、小野田地域・高千帆地域・厚狭地域では「娯楽施設や遊ぶ場所が少ない」、「鉄道が不便（ダイヤなど）」、埴生地域では「飲食店や商業施設が少なく、日常の買い物が不便」「スポーツ施設が少ない」の両方が最も多い。

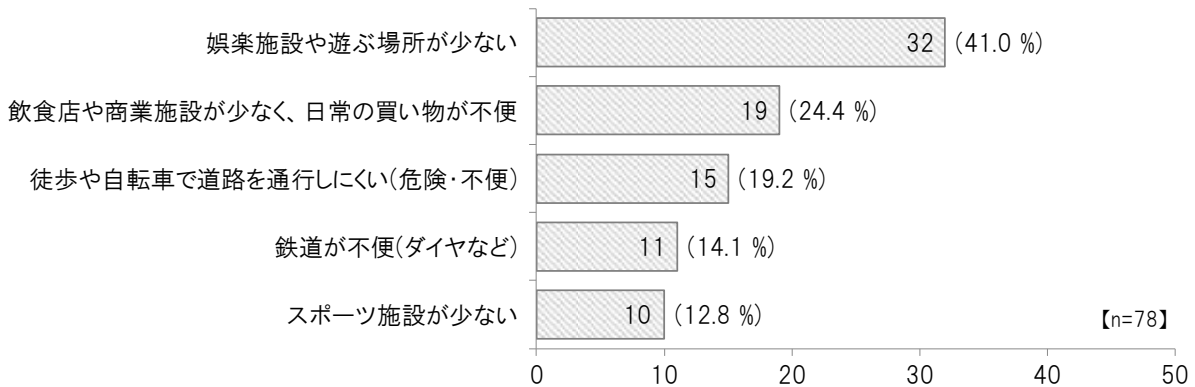
[日常生活で不便・不満に感じること：市全体]



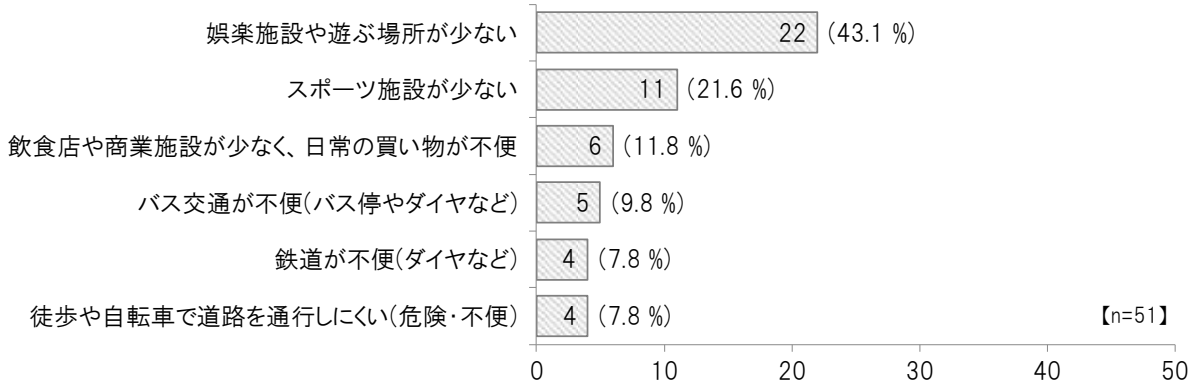
[小野田地域]



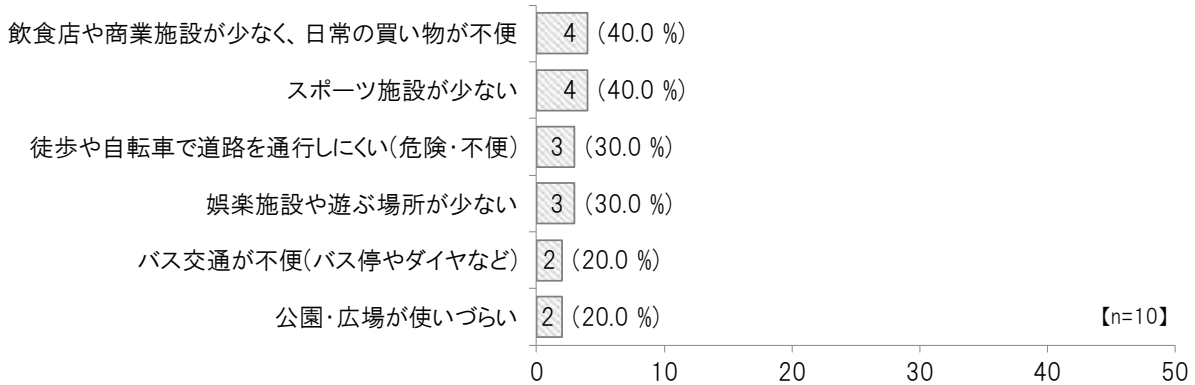
[高千帆地域]



[厚狭地域]



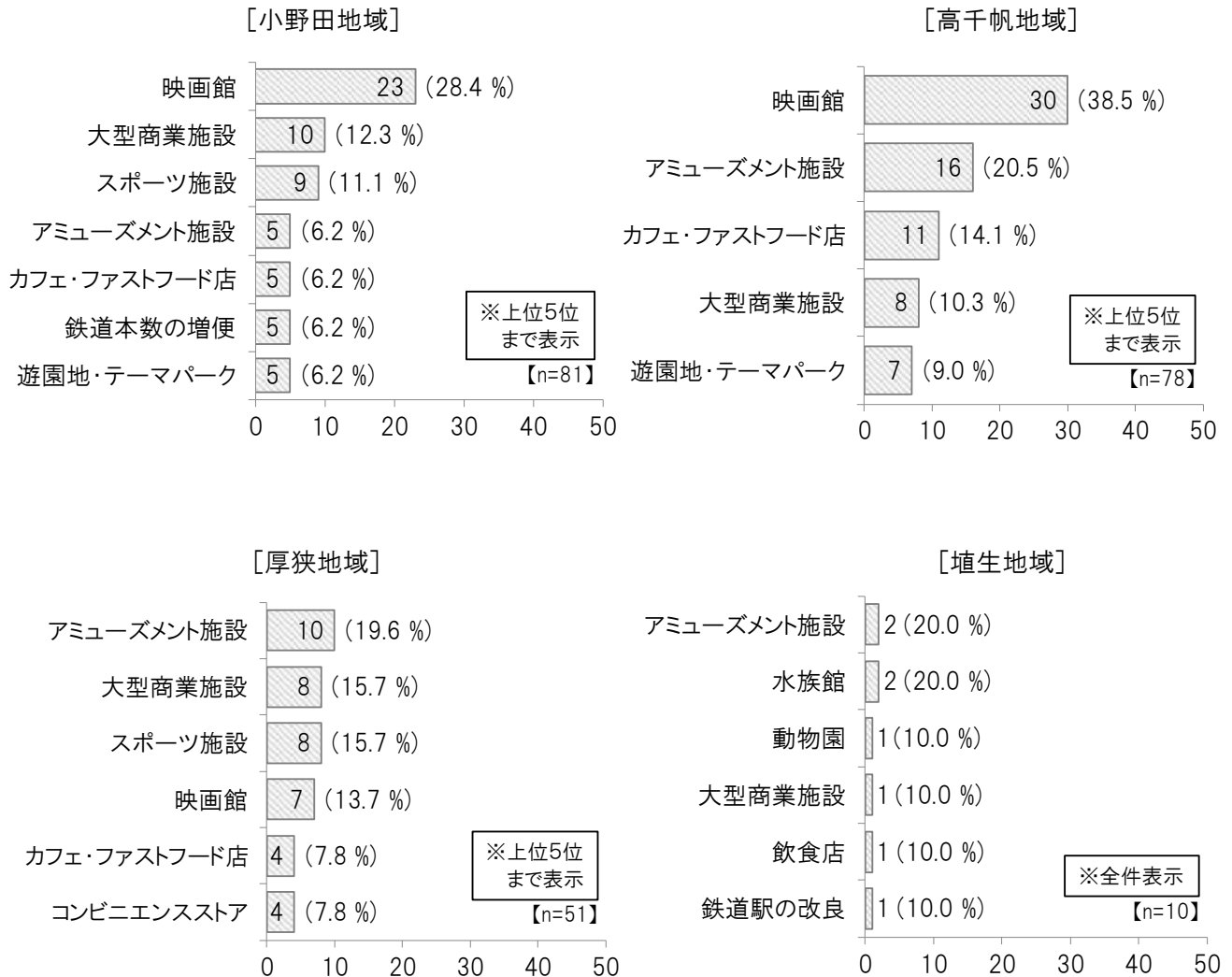
[埴生地域]





## 2 山陽小野田市にあったら良い施設・機能（自由意見集計）

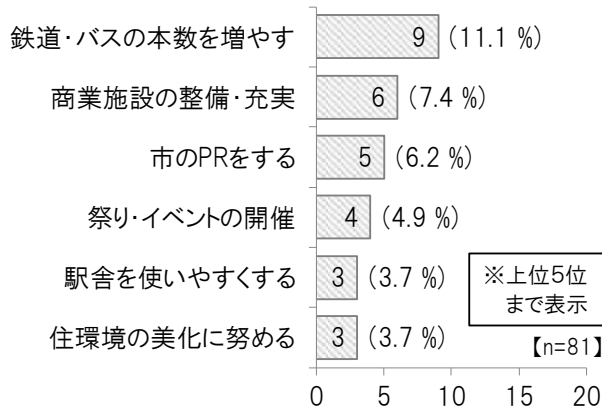
・小野田地域・高千帆地域にお住まいの方の意見では、「映画館」が最も多く、厚狭地域・埴生地域にお住まいの方の意見では、「アミューズメント施設」が最も多い。



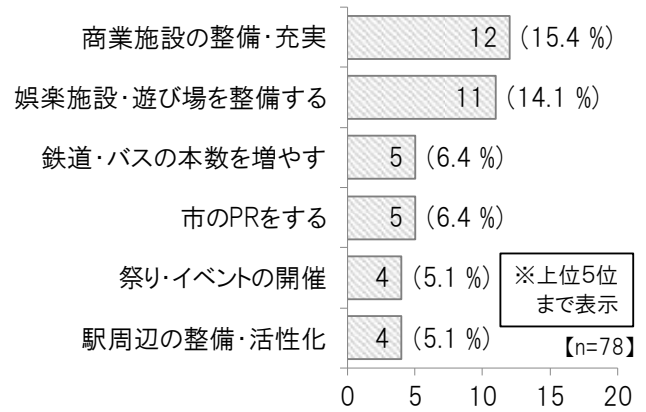
### 3 より住みやすく、来たくなるまちとなるためのアイデア（自由意見集計）

・小野田地域にお住まいの方の意見では、「鉄道・バスの本数を増やす」ことに関連した意見、高千帆地域・厚狭地域にお住まいの方の意見では、「商業施設の整備・充実」に関連した意見、埴生地域にお住まいの方の意見では、「娯楽施設・遊び場を整備する」ことに関連した意見が最も多い。

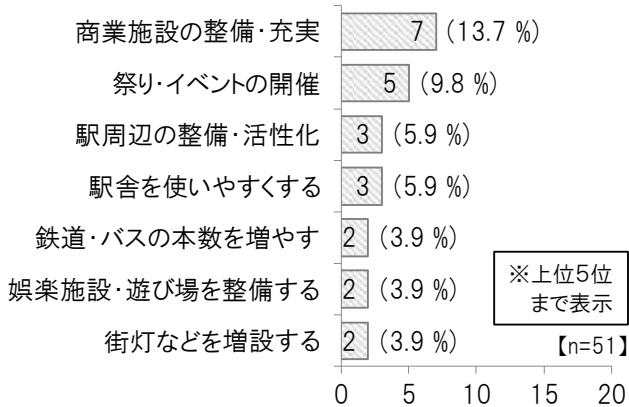
[小野田地域]



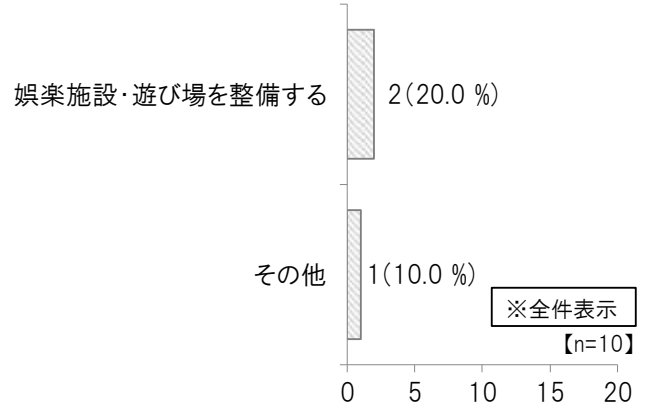
[高千帆地域]



[厚狭地域]



[埴生地域]



## (6) 地域別ワークショップ

### 1) ワークショップの概要

山陽小野田市都市計画マスタープランの改定に当たり、住民の目線から各地域の特性や課題、地域のまちづくりのテーマや方向性を明らかにするために、地域別ワークショップ「都市計画きらきら会議」を開催しました。ワークショップにおける意見は、地域別構想に盛り込むとともに、必要に応じて全体構想にも反映しました。

ワークショップは、平成30年（2018年）8月に各地域で2回開催しました。

|     | 開催日      | 対象地域(開催会場)          | 目的                            | 内容   |
|-----|----------|---------------------|-------------------------------|--|
| 第1回 | 8月2日(木)  | 厚狭地域<br>(厚狭地区複合施設)  | 地域の現況と課題の整理<br><br>地域の将来像の検討  | 地域の「良いところ」「気になるところ」を考えよう<br><br>地域の通信簿をつくろう<br><br>地域が「どんなまちになったらよいか」を考えよう                               |
|     | 8月3日(金)  | 高千帆地域<br>(山陽小野田市役所) |                               |  |
|     | 8月9日(木)  | 小野田地域<br>(赤崎公民館)    |                               |  |
|     | 8月10日(金) | 埴生地域<br>(埴生公民館)     |                               |  |
| 第2回 | 8月22日(水) | 埴生地域<br>(埴生公民館)     | 地域のまちづくり方針の検討<br><br>実現化方策の検討 | 地域の課題やキャッチフレーズのおさらい<br><br>地域の課題解消ややりたいまちを実現するために、どんな取組をすればよいかを考えよう<br><br>取組について、主体となる者がどの部分に関われるかを考えよう |
|     | 8月23日(木) | 厚狭地域<br>(厚狭地区複合施設)  |                               |  |
|     | 8月29日(水) | 高千帆地域<br>(山陽小野田市役所) |                               |  |
|     | 8月30日(木) | 小野田地域<br>(赤崎公民館)    |                               |  |



## 2) 各地域の主な意見の概要

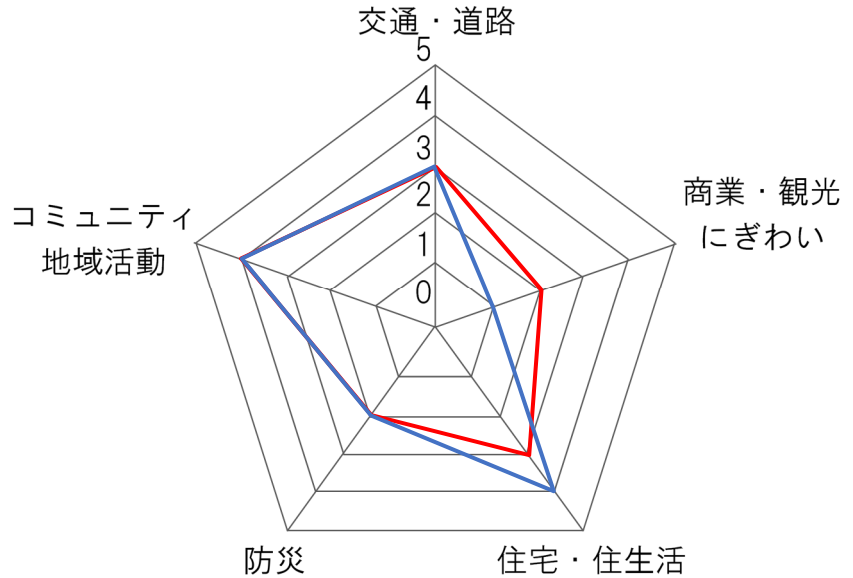
|  |  |  |  |
|--|--|--|--|
| 小野田地域  | <p>&lt;地域の通信簿&gt;</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 20%;"> <p>[凡例]</p> <p>— Aグループ</p> <p>— Bグループ</p> <p>※数値が高いほど、良いことを表す。</p> </div> <div style="text-align: center;"> </div> </div> |  |  |
|  | Aグループ  | Bグループ  |  |
| <p>&lt;まちの将来の姿&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 山口東京理科大学を拠点とした周辺整備</li> <li>● 働ける環境、企業が多くある町</li> <li>● 便利な交通システム</li> <li>● 地域交通の利便性の良い街</li> <li>● サンパーク駅がほしい</li> <li>● 市南部の観光をより交流人口を多くする</li> <li>● 海岸線で魚釣りができる</li> <li>● 竜王山山頂で早駆け走ができる</li> <li>● 住吉まつりの協賛がふえる町</li> <li>● 市民参加型のお祭りの復活</li> <li>● 子供達が安心して遊べる街</li> <li>● 子育てしやすい街(医療、保育、学童保育等)</li> <li>● 年配者・高齢者に優しい街、高齢者が集まるところがある町</li> <li>● 安心安全な街</li> <li>● 楽しく呑める店のある街</li> <li>● 住みやすい町</li> <li>● うまいものが食べられる店</li> <li>● 若者が目立つ街</li> </ul> |  | <p>&lt;まちの将来の姿&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 企業・商店が増え多くの人口が行き交う町</li> <li>● 商店街ができてほしい(昔のセメント町のように)</li> <li>● 飲み屋街ができたらい</li> <li>● 昔の商店街が立ち並ぶことを望む</li> <li>● 人口が増加する</li> <li>● 多くの若者が集う町</li> <li>● 住宅地がもっと出来て、子供が多く集まること</li> <li>● 子供の声が聞かれる町</li> <li>● 若者が楽しく、活気あふれる町づくり</li> <li>● 若者が住みよい町</li> <li>● 子供達の夢が叶えられる町に</li> <li>● 交通に便利な</li> <li>● 高齢者に対する施設の充実</li> <li>● 人口減に対する施策として外国人の雇用または帰化</li> <li>● 大きなイベントができるホールができたなら</li> <li>● せっかくのCCZ (coastal community zone: 地域の人々と海辺を結ぶ、ふれあいの空間) を有効活用し観光客を呼び寄せる</li> <li>● 山口東京理科大学を総合大学に</li> </ul> |  |
| <p>&lt;地域のキャッチフレーズ&gt;</p> <p style="text-align: center;">若者が目立つ街</p>  |  | <p>&lt;地域のキャッチフレーズ&gt;</p> <p style="text-align: center;">多くの若者が集う町</p>  |  |

<地域の通信簿>

[凡例]

- Aグループ
- Bグループ

※数値が高いほど、良いことを表す。



Aグループ

<まちの将来の姿>

- 活気のある町になってほしい
- だれもが活躍できる町
- 散歩が楽しいまち
- 災害に強いまち
- 企業が多く来てほしい (人口増)
- 人口増加施策。子ども養育に関し補助⇒若者移住、子育て充実!
- 特徴のある町作り
- 若い人が帰ってこられる町
- ゴミのない町。ゴミのない海。
- 老若男女比率が良い地域
- 空き家利用
- 空家・荒地のない町

<地域のキャッチフレーズ>

若者が喜ぶ町

Bグループ

<まちの将来の姿>

- スポーツ・文化の楽しめる町
- 高齢者にやさしい町
- 若い人と高齢者の共存
- 若い人が立ち寄りやすい街並を作って欲しい
- 学生も楽しめる街
- 生徒・学生が楽しいと思える街
- 小野田駅の発展
- 駅前がにぎやかになってほしい
- 飲食店以外の駅前への進出 (憩い作り)
- 文教地区に
- 子育てがしやすい
- (江汐公園だけでなく) 住宅街の公園
- 田園と宅地の共存
- 防災に強い街
- 安心して住める街 (道路・施設)
- 車道・歩道の整備
- やくざの人達がいらない町に!!
- 歩いていける商店街
- 主要道への街灯配備

<地域のキャッチフレーズ>

若者と高齢者が共に住む文教・田園地区

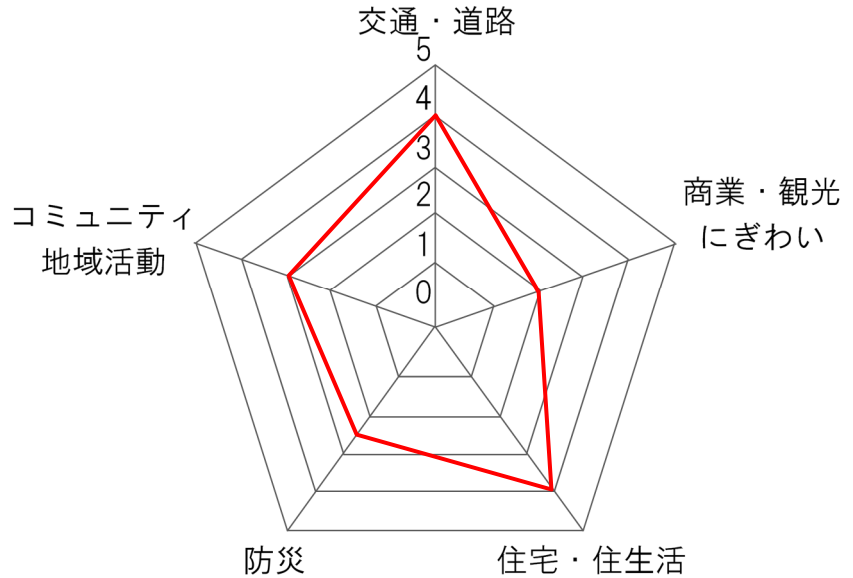
<地域の通信簿>

[凡例]

— A,B グループ

※A、B グループ合同で通信簿を作成

※数値が高いほど、良いことを表す。



Aグループ

Bグループ

<まちの将来の姿>

- 交流人口の増加
- 空地の利用（三世代交流、コンテナによる道の駅）
- 年中ひな祭り
- 厚狭駅の南北自由通路の工夫
- バスの利用
- 観光案内所が欲しい
- 防災訓練などの意識を高める。共助、自助
- 公共事業の大巾アップ
- シビックプライドを持つ
- 美祢線に世界の車両を走らせる
- 10年前の計画書がまだ進んでいない。今回の計画で、少しでも進めていくべき
- 自分たちのまちは自分たちで何とかする意識が必要

- 市民一人一人がまちのためにお役に立ちたいと思う
- 保育所（厚狭駅）を三世代交流の場の中心とする
- お祭り時の催物の開催
- 農業地域の活性化（そのためには少子高齢化の解消）
- 文化会館の名称が変わることは来の人にとってわかりにくい
- 厚狭駅の南北の町づくりと交流、道路も開発（地下道でも可）
- 厚狭駅前（南口）の開発（公園や道路に花を植える）

- 新幹線を有効利用する（通勤、通学）
- 駅南にも商業施設があったらいい
- 一次産業の発展とそれを充実したもの
- 六次産業に結びつけたい
- 高齢者が元気になるまちに
- 高齢者が活躍できるまち
- 農業で健康寿命＝食生活充実
- 農業で地産地消で健康
- 道の駅 まち中に駅にも
- 交通の便の良さを活かす
- 子供がたのしく思えるまち

<地域のキャッチフレーズ>

人と人との交流を活発にし、市民が参画する  
“まち”づくり

<地域のキャッチフレーズ>

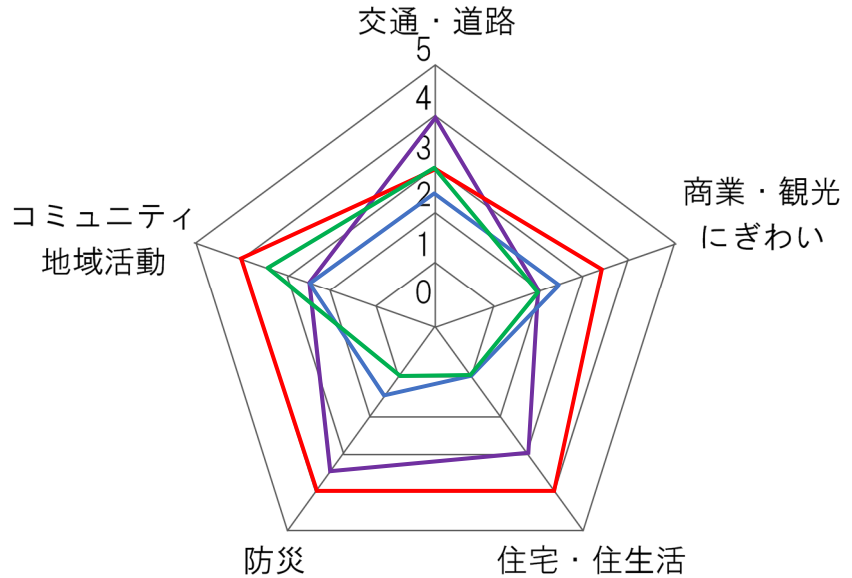
田舎を活かしたまちづくり

<地域の通信簿>

[凡例]

- Aグループ
- Bグループ
- Cグループ
- Dグループ

※数値が高いほど、良いことを表す。



Aグループ

<まちの将来の姿>

- 埴生駅が明るくなるように
- オートレース場に競馬、競輪、ボートの場外売場を設ける
- コンビニ的な病院がある町
- 地域の行事が充実し、子どもからお年寄りまで楽しく過ごせる街
- 地域活動の復活
- PTAが一体となり輪を造る
- 若い家族が移住してほしい
- 自然豊かで子どもが住みやすい町
- 誰に対しても挨拶が出来る人間になってほしい
- 将来に希望が持てる町であってほしい
- 埴生地区に本市以外より住居を構える方策を全国にPRする
- 海・里山の活動できる町
- 埴生干拓地の利用度を高める策を考える
- 海がきれいになり、水産業が復活してほしい
- 災害に合わないように

<地域のキャッチフレーズ>

若者が住みたくなる町（安心・安全、魅力ある町づくり）

Bグループ

<まちの将来の姿>

- 交通の便が悪いので、もっと増やしてほしい（バス、電車の時間も）
- 楽しいイベントを増やして、もっと色々な所から人を集めてほしい
- 若い人がもっと埴生にほしい
- 若い人達が住みたくなる街に
- 子供が多い、若い人が多い
- 若い人の住みよい町
- 子供達が住みやすいようになってほしい
- 子供が学べる町
- 子供達の育つ町
- 年寄りの安らぎが出来る町
- 子ども、高齢者、特に孤独な高齢者に元気になってもらうシステム
- 道の駅等、地域密着の商業施設がある
- 医者がほしい
- 診療所がある

<地域のキャッチフレーズ>

子供から高齢者までみんなが主役の活気のあるまち

| 埴<br>生<br>地<br>域 | Cグループ   | Dグループ  |
|------------------|---|--|
|                  | <p data-bbox="225 255 475 293">&lt;まちの将来の姿&gt;</p> <ul data-bbox="225 300 810 1003" style="list-style-type: none"> <li>● 商店を増やす</li> <li>● 産業が活性化する町</li> <li>● 観光資源や特産品を活かした交流人口の増加</li> <li>● 観光産業でにぎわう町</li> <li>● 雇用の生まれる町</li> <li>● 観光地としての確立</li> <li>● 巡回の出店がほしい、車での移動（移動販売）</li> <li>● 自然との共存</li> <li>● 自然が豊かな町</li> <li>● 景観が素晴らしい</li> <li>● 住民同士が助け合っている町</li> <li>● 生活環境の向上、安心して暮らせる</li> <li>● 高齢者が安心して暮らせる町</li> <li>● 子どもが増えてほしい（増える町）</li> <li>● 子育てをしたい町</li> <li>● ゴーストタウンからの脱却、希望や将来性のある町づくりを目指す</li> <li>● 街の魅力を全国に発信できる地域</li> <li>● 誇りに思うふるさと、かけがえのないふるさと、自慢できるふるさと</li> <li>● 若い世代が住みつく町</li> <li>● 若い人の定住、若い人の活躍出来る町</li> </ul> | <p data-bbox="847 255 1098 293">&lt;まちの将来の姿&gt;</p> <ul data-bbox="847 300 1428 1003" style="list-style-type: none"> <li>● 他地域との交流を盛んにしたい</li> <li>● 子供が多い町になってほしい</li> <li>● お年寄りの交流の場を増やす</li> <li>● お年寄りが集える場があってほしい</li> <li>● 若者が増える町にしたい</li> <li>● 病院が必要であります</li> <li>● 身近に医療施設が必要</li> <li>● 青年の家にスポーツ施設として施設も…</li> <li>● 青年の家をもっと活用できるようにしてください</li> <li>● 交通の便が良くなってほしい</li> <li>● バスを小型にして少ない人数で買い物など出来たらいい</li> <li>● 農地（耕作放棄地）の有効利用を図る</li> <li>● 花の海をもっとPRして観光客を増やしてほしい</li> <li>● ゴミステーション数を多く（1自治会に数箇所を）（高齢者・足腰悪い人多し）</li> <li>● 住宅用地を確保し、人口対策をとってほしい</li> </ul> |
|                  | <p data-bbox="225 1010 587 1048">&lt;地域のキャッチフレーズ&gt;</p> <p data-bbox="225 1055 810 1120">埴生の景観を最大限に生かした魅力ある町作り</p>   | <p data-bbox="847 1010 1209 1048">&lt;地域のキャッチフレーズ&gt;</p> <p data-bbox="879 1055 1385 1093">家族のような思いやりのあるまちづくり</p>   |



## (7) 用語集

|   | 用語         | 解説  | 頁  |
|---|------------|---|--|
| ア | 空家等対策計画    | 市町村の空家等対策に関して全体像を示すものであり、またその基本的な考え方を示すもの。計画は、空家等対策の推進に関する特別措置法第6条に基づき、市町村がその区域で空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため基本指針に即して、計画を定めることができる。 | 1、8、43                                   |
|   | アクセス       | 「接近、接触」という意味の英語であり、目的地に到達しようとする行為や交通手段のこと。  | 24、32、51、54、72、74、89                     |
| イ | インバウンド     | 外国人が訪れてくる旅行のこと。   | 8  |
|   | インフラ       | 道路・通信・公共施設など「産業や生活の基盤となる施設」のこと。インフラストラクチャーの略。   | 8、47、49、61                               |
| エ | NPO        | Non-Profit Organization の略。環境・福祉・国際交流などに関する目的で様々な活動を行っている非営利の民間組織のこと。   | 14、79、80                                 |
|   | 延焼遮断帯      | 都市計画道路などの広幅員の道路と沿道の耐火建築物などにより構成される帯状の不燃化空間のこと。  | 47                                       |
| オ | オープンスペース   | 公園・緑地、広場、河川、農地など建物によって覆われていない土地、あるいは敷地内の空地などのうち、道路用地、鉄軌道用地などの交通用地を除いたものの総称。また、都市の中の空地や空間で市民に対して開かれた空間のこと。                       | 42、47                                    |
| カ | 街区公園       | 街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離 250m の範囲内で1箇所あたり面積 0.25ha を標準として配置する。  | 7、56、62、68、74                            |
|   | 観光客入込数     | 都道府県の観光地点を訪れた観光入込客をカウントした値のこと。  | 8  |
|   | 観光振興ビジョン   | 山陽小野田市において、市の観光振興に関する指針を定めた計画のこと。   | 1、8                                      |
|   | 緩衝緑地       | コンビナートなど公害発生源と市街地の間を遮断するように設けられる緑地帯のこと。   | 41、46                                    |
| キ | 既成市街地      | 産業や人口が相当程度集中し、公共施設の整備及び土地の高度利用等の市街地として開発が既に行われている地域のこと。   | 6、13、27、42、43、44、52、55、61、64、66、67、72、73 |
|   | 急傾斜地崩壊対策事業 | 急傾斜地とは、傾斜度 30° 以上の斜面を言い、急傾斜地崩壊危険区域として指定された区域内において、現地調査・地質調査等を実施し、その結果を基に対策工事の計画を立案し、擁壁工や法枠工等の急傾斜地崩壊防止施設の整備を行い、住民の生命を保護する事業。     | 49                                       |

|   | 用語          | 解説  | 頁        |
|---|-------------|---|----------|
|   | 狭隘道路        | 一方通行で大型自動車の通行が不可能な道幅の狭い道路を指す。主に幅員 4m 未満の 2 項道路もしくは、建築基準法第 42 条第 2 項・第 3 項の指定を受けた道路（2 項道路・3 項道路）、未指定の通路などを狭あい道路とする。  | 28、43    |
|   | 協創          | 山陽小野田市におけるこれまでの「協働と参画」を一步進め、市民、地域、団体、学校、大学、企業、行政など、多様な担い手が主体的に行動し、協力してまちづくりを考えること。  | 14、79、80 |
|   | 近隣住区        | 住居地域の構成単位としての区域。小学校を中心として形成され、それに見合う人口規模を有する区域のこと。  | 33       |
| ケ | 景観行政団体      | 景観法に基づく景観行政を担う主体で、景観計画を策定することができる。政令指定都市、中核市以外の地域では都道府県がその役割を負うが、都道府県同意を得た市町村は景観行政団体となることができる。景観計画は、景観行政団体が景観に関するまちづくりを進める基本的な計画として、景観法に基づき景観形成上重要な公共施設の保全や、整備の方針、景観形成に関わる基準等をまとめる計画。 | 44、78    |
|   | 健康寿命        | 健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間のこと。  | 38,105   |
|   | 建築規制緩和措置    | 地区計画などにおいて、定める条件を満たした場合に、建ぺい率などの建築規制について緩和するなどの措置を行うこと。   | 28       |
|   | 建築協定        | 対象とする区域内全員の合意により、区域内の建築物の敷地、位置、構造、用途、形態・デザイン、建築設備等に関する協定を締結するもの。  | 42、46    |
| コ | 広域交通        | 高速道路、鉄道、飛行機、船舶のように広域的な移動をするもの。  | 29       |
|   | 公共交通不便地域    | 路線バス等が運行していない、既存バス停や鉄道駅から離れているような地域。公共交通サービスを受けることが困難な地域。   | 7、67、75  |
|   | 公共施設等総合管理計画 | 公共施設の老朽化による更新費用の増加や、人口減少等による財政状況の悪化などを背景に、行政サービスを維持していくために、自治体において公共施設等の総合的な管理に取り組むための基本的な方針を定めた計画のこと。  | 1、8      |
|   | 高次都市機能      | 行政、教育、文化、情報、商業、交通、レジャーなど住民生活や企業の経済活動に対して、各種のサービスを提供する都市自体が持つ高いレベルの機能で、都市圏を越え、広域的に影響のある機能。   | 42       |

|   | 用語       | 解説  | 頁   |
|---|----------|---|---|
|   | 交通基盤     | 都市基盤施設のうちの、道路、鉄道などの交通に関する施設のこと。   | 24、32、34  |
|   | 交通結節点    | 異なる交通手段(場合によっては同じ交通手段)を相互に連絡する乗換・乗継施設。  | 24、34、56、58、60、61、62、67   |
|   | 高齢化率     | 総人口に占める65歳以上の人口の割合のこと。  | 4、51  |
|   | 国勢調査     | 日本に住んでいるすべての人及び世帯を対象とする統計調査で、国内の人口や世帯の実態を明らかにするため、5年ごとに行われる。                                    | 4、15、51、57、63、69  |
|   | 国土強靱化    | どのような災害が発生しても、被害を最小限に抑え、迅速に復旧・復興できる、強さとしなやかさを備えた国土・地域・経済社会を構築すること。                              | 8   |
|   | コミュニティ   | 人々が助け合いの意識をもって共同生活を営む一定の地域、及びその人々の集団・地域社会。  | 10、56、58、62、64、68、69、70、73、74、90、91、92、93、94、96、103、104、105、106 |
|   | コミュニティ施設 | 地域社会にあって、住民の地域共同体意識を高めるための施設のこと。公民館・図書館・学校・公園など。  | 20  |
|   | コミュニティバス | 交通の不便な地域での移動手段を確保することを主な目的として、地域住民が主体となって導入するバスのこと。   | 7   |
| サ | 砂防事業     | 流域における荒廃地域の保全及び土石流等の土砂災害から下流部に存在する人家、耕地、公共施設等を守ることを主たる目的とする事業。                                  | 49  |
|   | 産学官連携    | 民間企業と、大学などの研究機関、および政府や自治体が互いに協力し、連携しあって事業や研究活動を推進することを指す語。産業界・学校・官庁の三者による連携のこと。                 | 20  |
| シ | CS分析     | 満足度と重要度から、重点改善項目を抽出する分析手法のこと。   | 90、91、92、93、94  |
|   | シビックプライド | 市民が山陽小野田市に対して、誇り・愛着・共感を持つことによって、日々の生活の中で本市を構成する一員として本市をより良い場所にするために関わっていきこうという気持ちを自然に持つようになること。 | 79、105  |
|   | 住生活基本計画  | 住生活基本法法律第61号に基づき、国民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策について総合的かつ計画的な推進を図るために、自治体における基本的な住宅施策を位置付けた計画のこと。     | 1、8   |
|   | 重要港湾     | 海上輸送網の拠点、または国の利害に重大な関係を有する港湾として政令で定められた港湾のこと。   | 7、34、55   |

|   | 用語           | 解説   | 頁                      |
|---|--------------|--|------------------------|
|   | 循環型社会        | 限りある資源を効率よく利用し、排出された廃棄物を単に処理する社会から廃棄物の発生を極力抑え、発生した廃棄物は環境に負担を与えないよう再利用、再資源化する社会のこと。                                   | 27、41                  |
|   | 人口集中地区（DID）  | 「市区町村の区域内で人口密度の高い（4,000 人/k㎡以上）調査区が隣接しており、その人口の合計が5,000 人以上となる地域」を指す。D I D（Densely Inhabited District の略）と省略することもある。 | 51                     |
|   | 人口ビジョン       | 人口減少や、経済格差、若い世代の流出と東京圏への一極集中などを背景として、これらの克服に向けて、自治体において今後目指すべき将来の方向や人口の将来展望を定めた計画のこと。                                | 1、8、15                 |
|   | 浸水想定区域       | 河川の氾濫等が生じた時に浸水が想定される区域。  | 8                      |
| ス | 水源涵養         | 雨水を吸収して水源を保ち、あわせて河川の流量を調節するための森林などの機能。   | 30                     |
|   | 図上訓練         | 地図を用いて大きな災害が発生する事態を想定し、危険が予測される地域または事態をシートの上書き込んでいく訓練。   | 48                     |
|   | ストックマネジメント計画 | 現行の下水道長寿命化支援制度を発展させ、下水道施設全体の中長期的な施設の状態を予測しながら維持管理、改築を一体的に捉えて計画的・効率的に管理する計画のこと。                                       | 36                     |
|   | スプロール状       | 市街地が無計画に郊外に拡大し、虫食い状の無秩序な市街地を形成すること。  | 29                     |
| セ | セットバック       | 建築物の外壁を敷地境界線から後退させて建てること。また、建築物の上部を段状に後退させること。   | 43                     |
|   | 総合計画         | 自治体の全ての計画の基本となる計画のことで、福祉・環境保全・都市基盤整備・産業振興・教育など様々な分野を一つの方向性のもとに計画的に推進していく市町村の最高位に位置する計画。                              | 1、2、5、8、12、15、16、20、80 |
|   | ゾーニング        | 「区分する」という意味の英語であり、機能や用途などを考えて空間を分けて配置することをいう。  | 17                     |
| タ | 第1次産業        | 産業の大分類を3部門に集約したもののうち、農業、林業、漁業などの産業。  | 5、10                   |
|   | 第2次産業        | 産業の大分類を3部門に集約したもののうち、鉱業、建設業、製造業などの産業。  | 5                      |
|   | 第3次産業        | 産業の大分類を3部門に集約したもののうち、第1次産業、第2次産業以外の産業で、電気・ガス・水道業、通信業、運輸業、卸売・小売業、金融・保険業、不動産業、飲食業、サービス業などの産業。                          | 5                      |
|   | 対流型国土        | 本格的な人口減少社会における国土の基本構想：多様な個性を持つ様々な地域が相互に連携し生じる地域間のヒト、モノ、カネ、情報等の双方向の活発な動きである「対流」が、全国各地でダイナミックに湧き起こる「対流促進型国土」の形成を図ること。  | 8                      |

|   | 用語          | 解説   | 頁                      |
|---|-------------|--|------------------------|
| チ | 地域高規格道路     | 高規格幹線道路を補完し、地域相互の交流、促進などの役割を担う規格の高い道路のこと。具体的には4車線以上の車線を有し、自動車専用道路またはこれと同等の機能を備える道路で、沿道や交通の状況に応じて、60～80km/h 以上の速度サービスを提供できる質の高い道路をいう。                     | 24、35、56、62            |
|   | 地域公共交通網形成計画 | 公共交通の役割を明確にし、まちづくりに寄与する持続可能な公共交通を形成するため、自治体において公共交通ネットワークの将来像やその実現に向けた方策について定めた計画のこと。  | 1、8、34                 |
|   | 地域森林計画対象民有林 | 森林法に基づき都道府県知事が5年ごとに策定する計画を地域森林計画といい、この地域森林計画の対象となっている民有林のこと。   | 11、39、45               |
|   | 地域防災計画      | 地方公共団体が、災害対策基本法に基づいて、災害発生時の応急対策や復旧など災害に係わる事務・業務に関して総合的に定めた計画。各都道府県及び市町村の地方防災会議が、国の防災基本計画に基づいて、それぞれの地域の実情に即した計画を作成する。                                     | 1、8                    |
|   | 小さな拠点       | 小学校区など複数の集落が散在する地域において商店、診療所、小学校区など、複数の集落が散在する地域において、商店、診療所等の日常生活に不可欠な施設・機能や地域活動を行う場を、歩いて動ける範囲に集め、さらに周辺の各集落との間をコミュニティバスなどの交通手段により結んだ地域の拠点のこと。            | 8                      |
|   | 地区計画        | 都市計画法に基づき、地区の特性にふさわしい良好な環境を整備、保全するために定められる計画。道路、公園等の地区施設の位置や、建築物の用途や形態・デザインの制限、容積率の最高限度・最低限度、建ぺい率制限、敷地面積の最低限度、建物高さの最高限度・最低限度、壁面の位置、外壁後退などを規制・誘導することができる。 | 1、28、39、42、43、46、47、82 |
|   | 地方港湾        | 国際海上輸送網の拠点（国際戦略港湾、国際拠点港湾）や、海上輸送網の拠点（重要港湾）として定められている港湾以外の港湾のこと。   | 7                      |
| ツ | 中心市街地       | 都市における地域の中心となる中央業務地区のこと。人口が集中し、商業、行政機能が充実している地域を指す。  | 78                     |
|   | 津波災害警戒区域    | 津波が発生した場合に住民等の生命または身体に危害が生じる恐れがあり、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべきとして指定された土地の区域（津波防災地域づくりに関する法律）。指定は、国土交通大臣が定める基本指針に基づき、津波浸水想定を踏まえて、都道府県知事が行う。            | 8                      |

|   | 用語                  | 解説  | 頁   |
|---|---------------------|---|---|
| テ | 低環境負荷型社会            | 地球温暖化の防止や、廃棄物の抑制、自然環境の保護の取組など、地球環境の保全に配慮した環境負荷が低い社会のこと。   | 34  |
|   | デマンド型交通<br>(乗合タクシー) | 利用者の移動要望（電話予約等）に応じて、運行経路や時間を調整して効率的な運行計画を立て、柔軟な輸送を可能とする、バスやタクシーなどを利用した乗合型の交通システム。               | 7、66、67   |
| ト | 都市機能                | 都市が持つ都市としての機能。例として電気や水道の供給、交通手段の提供、行政機能、商業、教育、観光の場等がある。   | 12、13、16、17、20、27、42、58、60、63、64、66、70、75、76、78   |
|   | 都市基盤                | 都市のさまざまな活動を支える最も基本となるもの。道路・鉄道等基幹交通施設、上下水道、電気・ガス等エネルギー関連施設、ゴミ・汚水等処理施設、情報通信施設、基幹緑地・公園などが該当する。     | 7、10、11、17、28、42、47、55、61、63、67、73、79   |
|   | 都市基盤施設              | 都市基盤に該当する施設などのこと。   | 12、13、27、28、29、47、67  |
|   | 都市計画基礎調査            | 都市計画に関する基礎調査のことで、都市計画法では、概ね5年ごとに人口規模、産業分類別就業人口規模、市街地の面積、土地利用、交通量などについて、現況及び将来の見通しを調査することとされている。 | 6   |
|   | 都市計画区域              | 一体の都市として総合的に整備・開発・保全する必要があるとして都道府県知事が指定した都市計画制度上の都市の範囲。   | 1、2、6   |
|   | 都市計画区域マスタープラン       | 都市計画法第6条の2に基づき、都道府県が広域的見地から定める都市計画の基本的な方針のこと。   | 1   |
|   | 都市公園                | 国営公園及び地方公共団体が設置する公園および緑地のこと。  | 7、8、11、82   |
|   | 土地区画整理事業            | 公共施設の整備改善と宅地の利用増進を図るため、換地手法によって土地の区画形質を変更するとともに、道路、公園、広場などの公共施設の整備を行う事業。                        | 29、63、65  |
|   | 特化係数                | 国の産業の有する比較優位の程度を、その産業への特化の程度で測る指標のこと。1.0を超える産業は全国水準と比較して、その産業に特化しているとみることができる。                  | 5   |
|   | ネ                   | 寝太郎伝説   | 「寝太郎が船で佐渡にわたり、わらじに付着した砂金を桶で洗い集めてその資金で厚狭川をせき止め、大井手をこしらえて灌漑用水路を作り、荒れ地を豊かな水田にした」と伝えられる物語のこと。 |

|   | 用語         | 解説  | 頁  |
|---|------------|---|--|
|   | ネットワーク     | 効果的、有機的に機能するようにつながれた網の目状の体系。人や道路、通信、企業、コンピューターなどのつながりを指す。   | 8、9、11、12、13、16、32、36、37、40、42、48、54、55、60、61、62、66、67、70、72、73、74、75、89 |
| ノ | 農業振興地域整備計画 | 農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年(1969年)7月1日法律第58号)に基づき、自然的・経済的・社会的諸条件を考慮して総合的に農業の振興を図ることが必要であると認められる地域について、農業振興のための各種施策を計画的に実施するために定める計画のこと。 | 1、8  |
|   | 農地中間管理機構   | 高齢化や後継者不足などで耕作を続けることが難しくなった農地を借り受け、認定農業者や集落営農組織などの担い手に貸し付ける公的機関のこと。都道府県に一つずつ設置され、農地の集約化や耕作放棄地の解消を推進する。                            | 39   |
| ハ | ハザードマップ    | 様々な自然災害による被害を予測し、その被害範囲を地図化したもの。予測される災害の発生地点、被害の拡大範囲(被害程度)、避難場所などの情報が地図上に示されている。  | 48、49  |
|   | パブリックコメント  | 市の政策立案過程で市民から意見を公募し、その意思決定に反映させることを目的とする制度。   | 77、84、85   |
|   | バリアフリー     | 障がい者を含む高齢者等の社会生活弱者が、社会生活に参加する上で生活の支障となる物理的な障害が取り除かれた状態をいう。  | 8、9、13、34、36、52、58、61、62、64、67、70、78、90、91、92、93、94                      |
| ヒ | PDCAサイクル   | plan(立案・計画)、do(実施)、check(検証・評価)、action(改善)の頭文字を取ったもの。行政政策や企業の事業活動にあたって計画から見直しまでを一貫して行い、さらにそれを次の計画・事業にいかそうという考え方のこと。               | 83   |
| フ | 風致地区       | 都市計画法に基づき、都市の風致を維持するために定められる地区。自然の景勝地、公園、沿岸の樹林、緑の多い住宅地などが対象となり、地区内での建築物の建築や宅地の造成等に対して一定の規制がかけられる。                                 | 8、11、39、45、56  |
|   | 付議         | 会議にかけること。また、付け加えて議論すること。  | 85   |

|   | 用語              | 解説   | 頁  |
|---|-----------------|--|--|
| ホ | 保安林             | 森林法に基づき、災害防止、産業の保護、公共福祉の増進など、特定の公共目的を達成するために指定され、伐採などに制限が課せられた区域。  | 11、39、45                                     |
|   | 防火地域・準防火地域      | 建築物の構造等を規制することにより、火災の延焼拡大を抑制し、安全なまちづくりを目指す地域。防火地域は、商業地域など、建築物の密集した火災危険率の高い市街地に指定され、準防火地域は、防火地域に準ずる地域について指定される。 | 48   |
|   | ポケットパーク         | 街の一角などに設けられる小公園のこと。  | 37、55、60、61、66                               |
| マ | まち・ひと・しごと創生総合戦略 | 人口減少や、経済格差、若い世代の流出と東京圏への一極集中などを背景として、これらの克服に向けて、自治体において今後5年間で取り組む施策、目標等を定めた計画のこと。                              | 1、8、15                                       |
| ミ | 密集市街地           | 幅4m未満の細街路や行き止まり路が多いなど公共施設が未整備であること、接道要件を満たしていない場合や全く接道していない敷地や小規模な敷地が多く、また、耐震性や防火性の低い老朽木造建築物が多いなどの特徴をもつ市街地。    | 47、55  |
|   | 緑の基本計画          | 平成6年（1994年）6月の都市緑地保全法の改正により、従来の緑のマスタープランと都市緑化推進計画を統合した「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」のこと。                               | 1、8、76                                       |
| ユ | ユニバーサルデザイン      | 高齢者や障害者だけでなく、すべての人にとって使いやすいデザインのもの。バリアフリーをさらに発展させた考え方によるもので、誰もが共有できるものを目指している。                                 | 8  |
| ヨ | 用途地域            | 都市機能の維持増進や住環境の保全等を目的とした土地の合理的利用を図るため、都市計画法に基づき、建築物の用途、容積率、建ぺい率及び各種の高さについて制限を行う制度。                              | 1、6、8、10、11、28、39、57、59、63、65、67、71、73、76、82 |
| リ | 緑地協定            | 都市緑地法に基づき、関係者全員の合意により区域を設定し、緑地の保全又は緑化に関する協定を締結するもの。  | 28、39、46                                     |
|   | 緑地保全地域          | 都市緑地法に基づき、里地・里山など都市近郊の比較的大規模な緑地において、比較的緩やかな行為の規制により、一定の土地利用との調和を図りながら保全する制度。                                   | 39   |
| ロ | 六次産業            | 農畜産物の生産（第1次）だけでなく、食品加工（第2次）、流通・販売等（第3次）にも農業者が主体的かつ総合的に関わることで、第2次・3次産業事業者が得ていた付加価値を農業者が得ようとする取組のこと。             | 105  |